

介護予防・総合事業サービス実績報告書（記載における留意事項等）

（１） 介護予防・総合事業サービス実績報告書とは

尼崎市では介護予防サービス及び総合事業サービスの実績報告について、事業所間での事務簡素化のため、「介護予防・総合事業サービス実績報告書」（以下実績報告書）という。）を採用しています。実績報告書は、サービス事業者が計画作成者あてに 1 月のサービスの実績を報告するものです。

月額報酬で費用を請求サービス（訪問型サービス・通所型サービス・通所リハビリ）福祉用具貸与は、計画作成者が初回のみサービス提供票を送付しますが、サービス内容の変化がない限り計画が終了するまで提供票を省略します。よって、サービス事業所は毎月提供票で実績を報告する代わりに、実績報告書を計画作成担当に送付します。併せて、実績報告書にて、利用者の様子やサービスの実施状況（時間や曜日等）も報告します。

また、事業所がサービス計画作成を行った場合は、モニタリングの結果報告をする際にも利用することができます。

（２） 提供票を使用するサービス

月額報酬ではなく、回数ごとに費用を請求するサービス（訪問看護・訪問リハビリ・短期入所等）は提供票を送付、サービス事業所は提供票に実績を記入して報告します。この場合は、提供票の欄外等にサービス事業者が把握している利用者の様子やサービスの実施状況を記載して計画作成者に報告します。

（３） 算定単位が変更した場合

サービス事業所の運営体制の変更等により、加算が変更するなどした場合、月額報酬のサービスの場合は実績報告書にて、回数で算定するサービスは提供票にて計画作成者に報告します。

サービス提供票の使用について

毎月提供票を送付、提供票で実績報告するサービス	サービス提供票を必要時（ ）送付するサービス
介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリ	訪問型サービス
介護予防短期入所生活介護	通所型サービス
介護予防短期療養介護	介護予防通所リハビリ
介護予防認知症対応型通所介護	介護予防福祉用具貸与
介護予防訪問入浴	

必要時サービス提供票を送付する月とは、以下のような場合です。

介護予防プランを作成した月：新規利用・更新時・区分変更時・プラン内容変更時
訪問型・通所型サービスで利用回数が変わり報酬単価が変更するときは提供票を送付しますが、曜日や時間変更のみで報酬単価に影響がない場合は、提供票は使用しません。

介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護を利用する月・月額サービスが日割になる月は、提供票を使用します。

区分支給限度額を超える月については全ての事業所に提供票を用いて確認します。